

新町居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどの福祉会が開設する新町居宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じた、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービスの等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、地域包括支援センター、医療機関との連携の努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人みどの福祉会
新町居宅介護支援センター
- 二 所在地 群馬県高崎市新町333番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名

【常勤2名、非常勤1名、うち常勤1名は管理者と兼務】

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時15分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者、医療機関等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。一次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援の要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を超えたところから、片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- 二 通常の事業の実施地域を超えたところから、片道おおむね10キロメートル以上 500円
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名を受けるととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は高崎市新町、岩鼻、滝川地区、藤岡市及び佐波郡玉村町の一部の区域とする。

(研修の実施)

第9条 事業所は介護支援専門員に質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 その他管理者の判断により必要な研修を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討する為の委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- 二 虐待防止の為の指針を整備する。
- 三 従業者に対し虐待防止の為の研修を年1回以上実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 二 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね年2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(就業環境の確保)

第13条 事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 一 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなっただけにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成12年2月1日から施行する。
- この規定は、平成13年4月1日に改正する。
- この規定は、平成17年4月1日に改正する。
- この規定は、平成18年4月1日に改正する。
- この規定は、平成19年4月1日に改正する。
- この規定は、平成19年8月1日に改正する。
- この規定は、平成20年3月1日に改正する。
- この規定は、平成26年2月1日に改正する。
- この規定は、平成27年4月1日に改正する。
- この規定は、平成29年4月1日に改正する。
- この規定は、平成29年6月1日に改正する。
- この規定は、平成29年7月1日に改正する。
- この規定は、平成29年10月1日に改正する。
- この規定は、平成30年4月1日に改正する。
- この規定は、令和元年5月1日に改正する。
- この規定は、令和5年4月1日に改正する。
- この規定は、令和6年4月1日に改正する。